不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>必要な措置をとるべき旨の命令及び供用停止の命令</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>駐車場法第１９条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>まちづくり未来部都市計画課都市計画係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>駐車場法第１９条の規定による。

（是正命令）
第１９条　都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が第１１条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合せず、又は路外駐車場の業務の運営がこの法律若しくはこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、路外駐車場管理者に対し、その是正のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。この場合において、都道府県知事等は、路外駐車場の構造及び設備が当該路外駐車場の利用上著しく危険であると認めるときは、当該是正のための措置がとられるまでの間、当該路外駐車場の供用を停止すべきことを命ずることができる。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>